

## 社会福祉法人藤の実会 行動計画

男女問わずすべての職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

### 2. 内容

**目標1：令和10年3月までの有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。**

<取り組み>

- 令和7年4月～ 年次有給休暇取得状況把握を継続する。  
令和7年10月～ 年10日以上付与された全職員に対し、計画的な取得の指導をする。  
運営会議において、取得状況の実態を把握し、目標達成のための取り組みについて検討を行う。

**目標2：所定外労働時間年間平均を前年度比で20%削減する。**

<取り組み>

- 令和7年4月～ 毎月の所定外労働状況の調査及び分析を継続する。  
ノー残業デー（水曜日）の実施を継続する。

**目標3：新規正規採用者（中途採用含む）に占める女性職員の比率を30%以上にする。**

<取り組み>

- 令和7年4月～ 採用活動において、女性が活躍できる職場であることについて継続的に情報発信を行う。また、仕事と育児を両立しながら働く職員の紹介や男女の育児休業取得率に関して情報発信を行う
- 令和7年5月～ 女性職員の仕事に関するインタビュー記事を法人ホームページに掲載する

**目標4：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る取り組み**

<取り組み>

1. 育児休業者が出ても業務に支障をきたさないよう、各事業所にて業務の効率化を図ります。
2. 代替要員を補充する時は、休業開始前に人事異動や派遣会社等を利用して代替要員を配置し、業務に支障をきたさないよう引き継ぎ期間の確保に努めます。